

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本県では、温室効果ガス排出量の削減目標とその目標達成のための取組を示す「群馬県地球温暖化対策実行計画」を2011年3月に策定し、温室効果ガス排出量の削減に関する取組の計画的な推進を図ってきました。東日本大震災後、エネルギー情勢が大きく変化したことから、国の「第4次エネルギー基本計画」と震災後の県民意識、社会情勢を踏まえて、2015年3月に改定しました。

2015年に「持続可能な開発目標(SDGs)」と「パリ協定」が採択され、環境を巡り国際的な大転換がありました。これを受けて、我が国は、「地球温暖化対策計画」を2016年に閣議決定するとともに、2018年には「気候変動適応法」を制定し、同法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。同法は、都道府県に対し、その区域における「地域気候変動適応計画」(適応策)の策定を求めています。

また、国際的な脱炭素化の潮流の中、エネルギー分野において、国は、2018年7月、「第5次エネルギー基本計画」で、再生可能エネルギーの主力電源化の方針を示しました。

こうした中、本県は、2019年12月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言しました。その後、国も2020年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、同年12月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を表明しました。さらに、国は「地球温暖化対策計画」を2021年10月に改定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた新たな目標・取組等を定めました。

以上を踏まえ、本県は、2021年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」を改定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「新・群馬県総合計画」や本県における環境部門の最上位計画である「群馬県環境基本計画」における地球温暖化対策に関する個別基本計画として位置付けます。

また、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例(令和4年群馬県条例第4号)第15条に基づき知事が定める計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項、第3項に定める地方公共団体実行計画、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第12条に定める地域気候変動適応計画とします。

また、本県における再生可能エネルギー等の導入促進と合わせて推進するため、「群馬県再生可能エネルギー

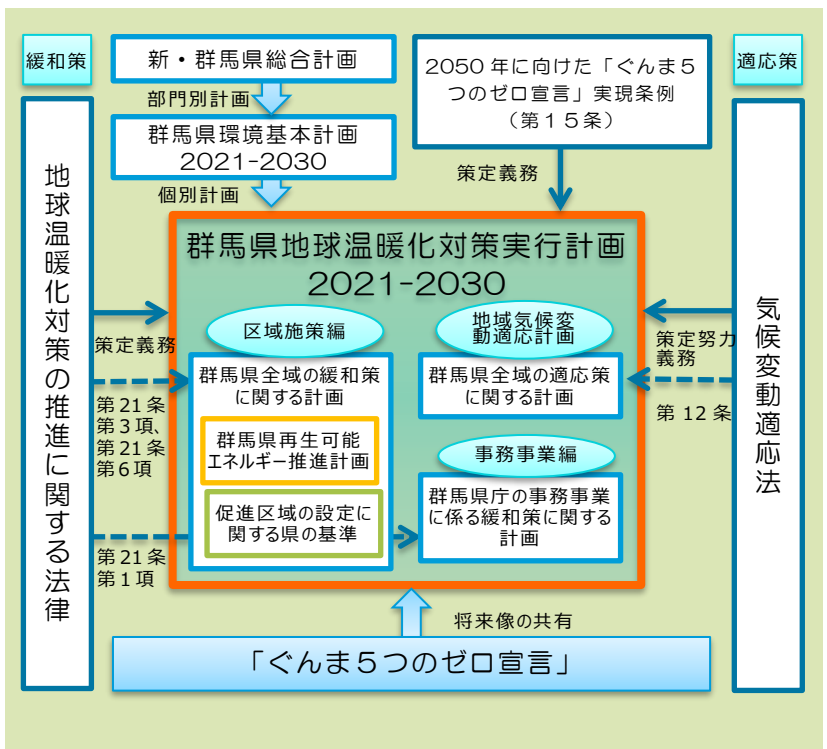


図 1-1 計画の位置付け

ギー推進計画」を本計画に統合し、区域施策編の一部として位置付けます。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第6項の規定により都道府県が定める基準を別冊「促進区域の設定に関する基準」のとおり定めます。

3 計画の期間

2021年度から2030年度までの10年間とします。ただし、2030年を見据えて、5年ごとに見直しを行います。



4 計画の基準年度及び目標年度

(1) 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項において、地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定することと規定されています。これを受けて、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(令和5年3月環境省)では、基準年度、目標年度を地球温暖化対策計画に合わせることを望まれるとされています。

これらの規定等に準じ、本計画の基準年度及び目標年度を下表のように設定します。



表 1-1 計画の基準年度及び目標年度

区分	設定年度
基準年度	2013年度
中期目標年度 	2030年度
長期目標年度 	2050年度

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

「ぐんま5つのゼロ宣言」のゴールである2050年に向け、中間地点(マイルストーン)となる2030年度の目標を下表のように設定します。

表 1-2 計画の基準年度及び目標年度

区分	設定年度
基準年度	2014年度
中期目標年度 	2030年度
長期目標年度 	2050年度

5 定義

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例第2条第3号及び地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める表1-3の物質とします。

表 1-3 対象となる温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 二酸化炭素	石炭、ガソリン、重油、都市ガス等化石燃料の燃焼、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 二酸化炭素	セメントやアンモニア等の製造、廃棄物の焼却処分等
メタン(CH ₄)		石炭の採掘、水田における稲の栽培、家畜の腸内発酵やふん尿処理、廃棄物の埋立処分等
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料の燃焼、アジピン酸や硝酸の製造、化学肥料・有機肥料の使用等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		スプレー製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒、クリーニング溶剤等
パーフルオロカーボン (PFC)		半導体洗浄、アルミニウムの生産等
六ふっ化硫黄(SF ₆)		変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等
三ふっ化窒素(NF ₃)		半導体や液晶のドライエッチングや洗浄等

【出典】地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編(令和5年3月環境省)

(2) 再生可能エネルギー

本計画の対象とする再生可能エネルギーは、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものとして法令で定める太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、化石燃料を除く。)とします。

■再生可能エネルギー源の定義

- ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(抜粋)
 第二条
 2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。))であって政令で定めるものをいう。第五項において同じ。)以外のものをいう。
 3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものとして政令で定めるものをいう。
- ・同法施行令(抜粋)
 第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。
 一 太陽光
 二 風力
 三 水力
 四 地熱
 五 太陽熱
 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前2号に掲げるものを除く。)
 七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。))をいう。
 ※定義に水素は含まれません。